

## 平成25年度における北海道地区の景品表示法の運用状況等

平成26年6月12日  
公正取引委員会事務総局  
北海道事務所  
消費者庁

消費者庁は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供に対して、景品表示法に基づいて厳正・迅速に対処するとともに、同法の普及・啓発に関する活動を行うなど、表示等の適正化に努めている。

公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反事件に係る調査権限を委任され、必要な調査を行うとともに、相談への対応、講師派遣等を通じた同法の普及・啓発に取り組んでいる。

平成25年度における北海道地区の景品表示法の運用状況は、次のとおりである。

### 第1 景品表示法違反事件の処理状況

#### 1 概況

景品表示法違反事件については、公正取引委員会事務総局北海道事務所（以下「北海道事務所」という。）及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえ、消費者庁が、違反行為者に対して措置命令を行うほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行っている。

平成25年度における景品表示法の事件処理件数は、措置命令が2件、指導が5件の計7件となっている（平成25年度の処理事件は、別紙参照）。

なお、平成26年度において、北海道事務所及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえ、消費者庁は、平成26年5月20日に、措置命令1件を行っている（参考1参照）。

表1 事件処理件数

（単位：件）

事 件	措置命令		指 導		合 計	
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
表 示 事 件	0	2	5	4	5	6
景 品 事 件	0	0	0	1	0	1
合 計	0	2	5	5	5	7

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局北海道事務所取引課

電話 011-231-6300（代表）

ホームページ [http://www.jftc.go.jp/regional\\_office/hokkaido/](http://www.jftc.go.jp/regional_office/hokkaido/)

## 2 表示事件

平成25年度に処理した事件は、表示事件が6件で大半（約86%）を占めている。

その態様の内訳を延べ数で見ると、優良誤認（第4条第1項第1号）が2件、有利誤認（第4条第1項第2号）が4件となっている。

平成25年度においては、中古自動車の走行距離数に関する不当表示及び家庭教師派遣に係る役務の入会金に関する不当表示について、北海道事務所及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえて、消費者庁において措置命令を行った。

表2 表示事件の内訳

（単位：件）

事 件	措置命令		指 導		合 計	
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
優良誤認 （第4条第1項第1号）	0	1	2	1	2	2
有利誤認 （第4条第1項第2号）	0	1	2	3	2	4
原産国告示等 （第4条第1項第3号）	0	0	1	0	1	0
合 計	0	2	5	4	5	6

## 3 景品事件

平成25年度において、景品事件は1件（約14%）となっている。

表3 景品事件の内訳

（単位：件）

事 件	措置命令		指 導		合 計	
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
懸賞景品告示	0	0	0	0	0	0
総付景品告示	0	0	0	1	0	1
合 計	0	0	0	1	0	1

## **第2 景品表示法の普及・啓発活動等**

### **1 景品表示法に関する相談**

北海道事務所が、平成25年度に受け付けた相談件数は212件となっている。具体的な相談内容としては、商品の効果・性能の表示に関する相談、食品の表示に関する相談、商品を販売する際の二重価格表示に関する相談、商品の原産国の表示に関する相談、景品類の提供限度額に関する相談等が挙げられる。

### **2 景品表示法に関する講師派遣等**

北海道事務所は、平成25年度において、行政機関等が開催する講習会に、計8回講師を派遣し、また、札幌市（平成25年6月及び7月）、釧路市（平成25年11月）及び帯広市（平成25年12月）において、一般消費者等を対象に、景品表示法等の内容を説明するセミナーを計4回開催した。

### **3 関係行政機関との連携**

北海道事務所は、事件処理の効率化を図る観点から、景品表示法を所管する北海道と適宜意見交換を行ったほか、上記2の景品表示法に関する講習会に、計7回講師を派遣した。

また、消費者行政ブロック会議（北海道・東北ブロック）（平成25年9月）、北海道・東北地区景品表示法ブロック会議（平成25年12月）に参加するなど、北海道地区の行政機関等とも協力して景品表示法の適正な執行に努めている。

## 平成25年度の処理事件

## 1 措置命令（優良誤認）

事件名	事 件 概 要
有限会社ビート レードに対する 件 (25.8.29)	<p>有限会社ビートレードは、中古自動車を販売するに当たり、「Goo北海道版」及び「カーセンサー北海道版」と称する中古自動車情報誌において、以下のとおり表示していた。</p> <p>① 中古自動車1台の走行距離数について、あたかも、当該中古自動車の走行距離数が記載の数値のとおりであるかのように示す表示</p> <p>② 中古自動車13台の走行距離数について、あたかも、当該中古自動車の走行距離数が記載の数値のとおりであるかのように示す表示</p> <p>①について、実際には、オートオークションからの仕入れ時に提示されるオートオークション出品票に走行距離計の改ざんを示す記号が記載された走行距離数が不明なものであった。</p> <p>②について、実際には、当該中古自動車の走行距離数を過少に表示していたものであった。</p> <p>(注)本事件の詳細については、<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130829premiums.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130829premiums.pdf</a></p>
株式会社シニア に対する件 (26.1.28)	<p>株式会社シニアは、小学生向け、中学生向け、中高一貫校生向け、高校生向け、医学部受験生向け及び社会人向けの家庭教師派遣に係る役務（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、平成24年7月頃から平成25年6月20日までの間、自社ウェブサイトにおいて、</p> <p>① 例えば、「小学生の方の指導料金」、「シニアだけのシンプル&amp;安心明瞭な料金（振込制）」、「費用関連の重要事項のご説明」、「1 登録料・運営費等」、「当社の場合、登録料、保証金、預り金、管理費、維持費、サポート費、カリキュラム費、運営費、年会費、解約金、違約金等は、一切かかりません。」等と</p> <p>② 例えば、「ご入会前によくいただくご質問」、「Q：何社か説明を聴きましたが、広告の料金と説明時の料金が全く違うようですが・・・」、「A：当社の場合、週1回の指導で月々12,500円（税込み13,125円）または月々15,200円（税込み15,960円）です。」、「これ以外に管理・維持・サポート費等は一切お預かりしておりませんので、ご安心ください。」と</p> <p>記載することにより、あたかも、本件役務について、毎月の「指導料金」と称する費用以外に一切の費用を支払う必要なく、本件役務の提供を受けることができるかのように表示していた。</p> <p>実際には、本件役務の提供を受けるためには、毎月の「指導料金」と称する費用の支払が必要であるほか、21,000円の「入会金」と称する費用を負担することが必要となるものであった。</p> <p>(注)本事件の詳細については、<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140128premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140128premiums_1.pdf</a></p>

## 2 指導事件

消費者庁は、景品表示法に違反するおそれのある行為等がみられた場合は是正措置を採るよう指導を行っている。指導事件は以下のとおり。

### (1) 表示事件

#### ア 優良誤認（第4条第1項第1号）

事 件 概 要
A社は、らっきょうの甘酢漬を販売するに当たり、新聞折り込みチラシ等において、「全国各地から名産品を取り揃えました」、「甲（県名） 花ラッキョウ」と表示していた。 実際には、当該商品の原材料であるらっきょうの原産国は中華人民共和国であり、また、当該商品は、甲県で製造・加工されたものではなく、乙県に所在する業者が同県内において製造・加工したものであって、甲県の名産品といえるものではなかった。

#### イ 有利誤認（第4条第1項第2号）

事 件 概 要
B社（通信販売専門業者）は、スマートフォンケースを販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、「当店通常価格4,500円（税込） お買い得価格4,000円（税込）送料込」など表示していた。 実際には、「当店通常価格」と称する比較対照価格は、当該ウェブサイトにおいて販売された実績のないものであった。
C社は、グラスセットを販売するに当たり、新聞折り込みチラシ等において、5客のグラスの写真を掲載するとともに、「8,000円 [5セット限定]」と表示していた。 実際には、グラス1客当たりの価格が8,000円であり、グラスセットを購入するためには、40,000円を支払う必要があるものであった。
D社は、家庭教師派遣に係る役務を提供するに当たり、 ① 新聞折り込みチラシ及び自社ウェブサイトにおいて、「月額指導料金」と称する費用を記載した上で、「入会金・年会費・登録費・保証金・紹介料は 0円」と ② 新聞折り込みチラシ及び自社ウェブサイトにおいて、各コースの「月額指導料金」と称する費用を記載した上で、「指導料金 1か月分無料」とそれぞれ表示していた。 ①について、実際には、D社が派遣する家庭教師が大学生の場合には、「月額指導料金」と称する費用の支払が必要であるほか、8,000円の「家庭教師選考料」と称する費用を負担することが必要となるものであった。 ②について、実際には、各コースの「月額指導料金」と称する費用のうち、最も安価である学生家庭教師による週1回60分コースの1か月分の「月額指導料金」相当額が減額されるにすぎないものであった。

（注）本表の金額表記は、実際のものとは異なる。

### (2) 景品事件（総付景品告示）

事 件 概 要
E社は、「クリアカラージェル」と称する商品を販売するに当たり、10個購入した者に対し、もれなく「クリアジェル」と称する商品3個（2,040円相当）を提供していた。 （取引価額：2,980円、提供できる景品類の額：最高額 596円）

## 平成26年度の措置命令（優良誤認）（平成26年6月12日時点）

事件名	事 件 概 要
株式会社進学会 に対する件 (26.5.20)	<p>株式会社進学会（以下「進学会」という。）は、同社が運営する学習塾において提供する学校教育の補習教育及び学習指導に係る役務（以下「本件役務」という。）を提供するに当たり、平成23年5月23日から平成25年3月11日までの間、以下のように記載することにより、あたかも、本件役務に係る学習塾における講師の98パーセントが国公立大学・大学院出身者であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>① 「北大学力増進会」と称する学習塾において提供する本件役務について、新聞折り込みチラシにおいて、例えば、「国公立大出身98% 増進会・進学会全国講師出身大学構成比 精鋭講師陣が皆さんを指導!」、「■塾は講師で決まる! 『塾は講師で決まる』の言葉にあるように、当会は有名国立大出身の講師を中心に、厳しい研修を積み重ねてきた精鋭講師陣がみなさんの指導にあたります。増進会で『講師の力』を実感して下さい!」等と記載するとともに、氏名及び卒業した国公立大学・大学院の名称を併記した自社講師の写真を掲載</p> <p>② 「東北大進学会」と称する学習塾において提供する本件役務について、新聞折り込みチラシにおいて、例えば、「国公立大出身98% 増進会・進学会全国講師出身大学構成比 精鋭講師陣が皆さんを指導!」、「■塾は講師で決まる! 当会は有名国公立大出身の講師を中心に、厳しい研修を積み重ねてきた精鋭講師陣がみなさんの指導にあたります。進学会で『講師の力』を実感して下さい!」等と記載するとともに、氏名及び卒業した国公立大学・大学院の名称を併記した自社講師の写真を掲載</p> <p>③ 「名大進学会」と称する学習塾において提供する本件役務について、新聞折り込みチラシにおいて、例えば、「国公立大出身98% 増進会・進学会全国講師出身大学構成比 精鋭講師陣が皆さんを指導!」等と記載するとともに、氏名及び卒業した国公立大学・大学院の名称を併記した自社講師の写真を掲載</p> <p>実際には、本件役務に係る学習塾における講師のうちの国公立大学・大学院出身者が占める割合は、約14パーセントにすぎないものであった。</p> <p>(注)本事件の詳細については、<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140520premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140520premiums_1.pdf</a></p>

## 景品表示法による規制の概要

## &lt;表示&gt;

<b>優良誤認</b> (第4条第1項第1号)	商品・役務の品質，規格その他の内容についての不当表示
<b>不実証広告規制</b> (第4条第2項) 優良誤認に該当する表示か否かを判断するために，事業者に対し，表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。当該資料の提出がないときは，当該表示は不当表示とみなす。	
<b>有利誤認</b> (第4条第1項第2号)	商品・役務の価格その他の取引条件についての不当表示
<b>誤認されるおそれのある表示</b> (第4条第1項第3号)	商品・役務の取引に関する事項について誤認されるおそれがある表示であって内閣総理大臣が指定するもの 1 無果汁の清涼飲料水等についての表示 2 商品の原産国に関する不当な表示 3 消費者信用の融資費用に関する不当な表示 4 不動産のおとり広告に関する表示 5 おとり広告に関する表示 6 有料老人ホームに関する不当な表示

## &lt;景品&gt;

<b>一般懸賞</b> (昭和52年告示3号)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">懸賞に係る取引の価額</th> <th colspan="2">景品類限度額</th> </tr> <tr> <th>最高額</th> <th>総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円未満</td> <td>取引の価額の20倍</td> <td rowspan="2">懸賞に係る売上 予定総額の2%</td> </tr> <tr> <td>5,000円以上</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table>	懸賞に係る取引の価額	景品類限度額		最高額	総額	5,000円未満	取引の価額の20倍	懸賞に係る売上 予定総額の2%	5,000円以上	10万円
懸賞に係る取引の価額	景品類限度額										
	最高額	総額									
5,000円未満	取引の価額の20倍	懸賞に係る売上 予定総額の2%									
5,000円以上	10万円										
<b>共同懸賞</b> (昭和52年告示3号)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">景品類限度額</th> </tr> <tr> <th>最高額</th> <th>総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取引の価額にかかわらず 30万円</td> <td>懸賞に係る売上 予定総額の3%</td> </tr> </tbody> </table>	景品類限度額		最高額	総額	取引の価額にかかわらず 30万円	懸賞に係る売上 予定総額の3%				
景品類限度額											
最高額	総額										
取引の価額にかかわらず 30万円	懸賞に係る売上 予定総額の3%										
<b>総付景品</b> (昭和52年告示5号)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取引の価額</th> <th>景品類の最高額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上</td> <td>取引価額の2/10</td> </tr> </tbody> </table>	取引の価額	景品類の最高額	1,000円未満	200円	1,000円以上	取引価額の2/10				
取引の価額	景品類の最高額										
1,000円未満	200円										
1,000円以上	取引価額の2/10										
<b>業種別景品告示</b> (4業種)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新聞業</li> <li>2 雑誌業</li> <li>3 不動産業</li> <li>4 医療用医薬品業，医療機器業及び衛生検査所業</li> </ol>										

## ○不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

### （目的）

**第一条** この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

### （景品類の制限及び禁止）

**第三条** 内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

### （不当な表示の禁止）

**第四条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

## 2 （省略）

### （措置命令）

**第六条** 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその

行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を継承した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

#### (報告の徴収及び立入検査等)

**第九条** 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 (省略)

#### (権限の委任)

**第十二条** 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

- 2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。
- 3 公正取引委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

### ○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令

(平成二十一年八月十四日政令第二百十八号)

#### (公正取引委員会への権限の委任)

**第二条** 法第十二条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。